

郡山市麓山地区駐車場条例をここに公布する。

令和4年9月26日

郡山市長 品川 萬里

郡山市条例第26号

郡山市麓山地区駐車場条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項及び駐車場法(昭和32年法律第106号)の規定に基づき、麓山地区及びその周辺地域における公共施設利用者の利便に資するとともに道路交通の円滑化を図るため、路外駐車場(以下「駐車場」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
郡山市麓山地区立体駐車場	郡山市麓山一丁目167番1

(供用時間等)

第3条 駐車場の供用時間及び自動車を入場させることができる時間(以下「入場時間」という。)は、次のとおりとする。

(1) 供用時間 午前0時から午後12時まで

(2) 入場時間 午前7時30分から午後11時まで

2 市長は、駐車場の管理上特に必要があると認めるときは、前項の供用時間又は入場時間を変更することができる。

(駐車場に駐車できる自動車)

第4条 駐車場に駐車することができる自動車は、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第1に掲げる普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車のうち二輪自動車以外のもので、規則で定める大きさを超えないものとする。

(駐車料金)

第5条 駐車場を利用する者(以下「利用者」という。)は、別表に定める駐車料金を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者が駐車場を利用するときの駐車料金は、無料とする。

(1) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者のうち次に掲げるもの及び当該次に掲げるものの介護のため現に同伴する者のうち規則で定めるもの(その者が2人以上いるときは、1人に限る。)

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(2) 次に掲げる者のうち、規則で定める施設を使用するもの

ア 市（市の機関を含む。以下同じ。）が主催して行う事業等又は市と他の団体が共催して行う公益的事業を当該施設において行うに際し、当該事業等に従事する者

イ アで定める事業等を当該施設において行うに際し、市又は他の団体の求めに応じて当該事業等に出席し、又は参加する者

ウ 当該施設に関する他の条例の規定により当該施設の使用料を無料とされた者又は当該施設の使用料の免除を受けた者

3 市長は、災害その他特別の理由により駐車場を利用させたときは、当該利用に係る時間等を考慮し、駐車料金を無料とすることができる。

（駐車料金の徴収時期）

第6条 駐車料金は、駐車場から自動車を出場させる際に徴収する。

（駐車料金の免除）

第7条 市長は、規則で定める自動車を駐車場に駐車させる場合においては、駐車料金の全部又は一部を免除することができる。

2 市長は、公用又は公益上特に必要があると認めるときは、駐車料金の全部又は一部を免除することができる。

（駐車料金の不返還）

第8条 既納の駐車料金は、返還しない。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

（入場の拒否）

第9条 市長は、自動車が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該自動車の駐車場への入場を拒否することができる。

(1) 発火性又は引火性を有する物品その他危険な物品を積載しているとき。

(2) 駐車場の施設その他の物件を汚損し、又は破損するおそれのあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

（禁止行為）

第10条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他の自動車の駐車を妨げること。

(2) 駐車場の施設その他の物件又は駐車中の自動車を汚損し、又は毀損するおそれのある行為をすること。

(3) 火気を使用すること。

(4) みだりに騒音を発すること。

(5) 物品の販売等の営業行為をすること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

（出場命令）

第11条 市長は、利用者が自動車を入場させた後において当該自動車が第9条各号のいずれかに該当していると認めたとき又は利用者が前条の規定に違反し

たときは、当該利用者に対し、駐車させている自動車を駐車場から出場させるよう命ずることができる。

(駐車時間の制限)

第12条 利用者は、市長が特に必要があると認めた場合のほか、同一の自動車を引き続き3日（1日に満たない時間があるときは、これを1日とする。）を超えて駐車させてはならない。

(引取りの請求)

第13条 市長は、利用者が、入場した日から起算して3日を超えて自動車を駐車している場合にあつては、当該利用者に対する通知又は駐車場における掲示の方法により、相当な期限を定めて当該自動車を引き取ることを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が自動車の引取りを拒み、若しくは引き取ることができないとき又は市長の過失なくして利用者を確知することができないときは、市長は、自動車の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対する通知又は駐車場における掲示の方法により、相当な期限を定めて当該自動車を引き取ることを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、市長が所有者等に当該自動車を引き渡したときは、利用者は、当該自動車の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、市長に対して当該自動車の引渡しの要求その他の異議の申立てをすることができない。

(自動車の調査)

第14条 前条の場合において、市長は、利用者又は所有者等を確知するために必要な限度において、自動車（車内を含む。）を調査することができる。

(自動車の移動)

第15条 第13条の場合において、市長は、駐車場の管理に支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し、又は駐車場に掲示して、自動車を他の場所に移動することができる。

(自動車の処分)

第16条 市長は、第13条の規定により請求したにもかかわらず、利用者及び所有者等が自動車を引き取ることを拒み、若しくは引き取ることができない場合又は市長の過失なくして利用者及び所有者等を確知することができない場合であつて、利用者及び所有者等に対する通知又は駐車場における掲示の方法により、相当な期限を定めて自動車の引取りの催告をしたにもかかわらず、当該期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から起算して3月を経過した後に、相当な期間を設けて処分する日時等を設定し、その旨を利用者及び所有者等に通知し、又は駐車場において掲示して自動車の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

2 前項に規定する場合において、自動車の時価が駐車料金並びに自動車の保管、移動及び処分のために要する費用（以下「駐車料金等」という。）に満たないことが明らかである場合は、相当な期間を設けて処分する日時等を設定し、その旨を利用者及び所有者等に通知し、又は駐車場において掲示して直ちに自動車の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

3 市長は、前2項の規定により処分をするときは、公正な第三者を立ち合わせて行うものとする。

4 市長は、第1項又は第2項の規定により処分をした場合は、遅滞なくその旨を利用者及び所有者等に対し通知し、又は駐車場において掲示する。

5 市長は、第1項又は第2項の規定により処分をした場合で、売却により代金が生じるときは、当該代金を駐車料金等に充当するものとする。この場合において、駐車料金等に不足があるときは利用者又は所有者等に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者又は所有者等に返還するものとする。

(損害賠償等)

第17条 利用者は、自己の責めに帰すべき事由により駐車場の施設及びその他の物件を損傷し、又は滅失させた場合は、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

2 駐車場において、利用者に生じた災害その他不可抗力による損害又は自動車相互の接触、盗難等による損害については、市は賠償の責めを負わない。

(供用の休止)

第18条 市長は、駐車場の補修その他管理上必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。この場合において、市長は、駐車場の全部の供用を休止するときは、その旨を公告しなければならない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第20条 偽りその他不正な手段により第5条の駐車料金の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第5条関係）

駐車料金の単位	金額
入場後最初の2時間まで	無料
入場後最初の2時間を超えた後30分までごとに1台	100円（1日当たり1,000円を限度とする。）